

# 消費者基本計画の具体的方策への対応状況（電話料金）

平成 2 5 年 3 月 4 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課

## 1. 電話料金に係る規制の枠組み

N T T東西の固定電話及び公衆電話の料金は、総括原価方式に基づく認可制ではなく上限価格方式（プライスカップ方式）を採用

## 2. 制度趣旨

電気通信分野においては、市場における競争を通じて利用者利益の向上を図ることが原則。そのため、電気通信サービスの利用者料金は、原則として事業者が自由に設定可能。

他方、N T T東西の加入電話等の競争が不十分な分野においては市場メカニズムを補完することが必要となるが、総括原価方式に基づく料金認可制による場合、料金の低廉化が促されず、事業者に経営効率化を進めるインセンティブが賦与されないおそれ。

そこで、プライスカップ方式を採用し、実質的な料金の低廉化により利用者利益を確保しつつ、料金水準の上限以下であれば個々の料金は届出のみで自由に料金設定してよいこととし、事業者に経営効率化インセンティブを賦与。

## 3. 制度の概要

対象サービスは、N T T東西の固定電話及び公衆電話

一定のサービス区分ごとに料金水準の上限（基準料金指数）を設定。基準料金指数は3年ごとに設定する生産性向上見込率（X値）と消費者物価指数変動率を踏まえて設定し、毎年N T T東西に通知。

基準料金指数 = 前期の基準料金指数 × ( 1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 ( X 値 ) + 外生的要因 )

### 【プライスカップ方式のサービス区分と対象サービス】

サービス区分	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話等（市内、市外通話料）・公衆電話（通話料）
加入者回線サブバスケット	加入電話等（基本料、施設設置負担金）

具体的施策

公共料金等に係る  
情報公開

公共料金等の決定  
過程における消費者  
参画の実質的な確保

料金の妥当性を検  
証する具体的方法の  
検討と実施

対応状況

「新たな料金制度の運用等の在り方に関する研究会報告書（平成10年9月）」において、電気通信分野における料金等に係る情報公開の在り方に関する提言が行われ、報告書の該当部分を情報公開ガイドラインに準ずるものとして情報公開を実施。

法令上、NTT東西には、電気通信事業会計を整理し、役務ごとの収支の状況について整理、公表を義務づけ（NTT東西は、同社のHPにおいてサービスごとの収支の状況を公表）。

NTT東西に対し、利用者に対し基本料に係る費用算定の具体的な処理手順について一般利用者の理解が容易になるような工夫を凝らした上で公表することを要請（NTT東西は同社のHPにおいて、図表等を活用しつつ、具体的な処理手順を公表）。

NTT東西に対し、基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について、毎年度の事業計画の認可申請の際に報告するよう要請。総務省は、その内容について情報通信行政・郵政行政審議会に対し報告。

NTT東西は、中長期的な経営ビジョンを公表するとともに、毎年度、設備投資計画を含む事業計画を策定して公表している。

具体的施策

公共料金等に係る  
情報公開

公共料金等の決定  
過程における消費者  
参画の実質的な確保

料金の妥当性を検  
証する具体的方法の  
検討と実施

対応状況

基準料金指数を設定する際に必要となる生産性向上見込率（値）の算定に係る考え方については、3年に1度、有識者からなる研究会を開催して検討し、最終報告書を公表。

基準料金指数の見直しに当たっては、その検討結果について、情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）（公開）に諮問を行う上、意見募集も実施。

世界の主要7都市における「電気通信サービスに係る内外価格差調査」を実施し、調査結果を毎年度公表。

引き続き、電気通信事業法の枠組みにおける情報公開を通じて消費者への情報の提供を充実。

具体的施策

公共料金等に係る  
情報公開

公共料金等の決定  
過程における消費者  
参画の実質的な確保

料金の妥当性を検  
証する具体的方法の  
検討と実施

対応状況

プライスカップ方式は、総括原価方式における認可制度とは異なり、料金水準の上限以下であれば、個々の料金について総務省が原価を査定して認可を行うことなく、事業者は、その経営判断により届出のみで自由に設定してよいものとされている。

基準料金指数を設定する際は、情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）（公開）に諮問。

同審議会の構成員には消費者団体の代表者が含まれる。

法令上の意見募集の対象外であるが、消費者（利用者）の意見を反映することを目的の一つとして同審議会において意見募集を実施し、消費者の参画を実質的に確保。

引き続き、基準料金指数の決定過程における手続を通じて消費者の参画を確保していく。

具体的施策

公共料金等に係る  
情報公開

公共料金等の決定  
過程における消費者  
参画の実質的な確保

料金の妥当性を検  
証する具体的方法の  
検討と実施

対応状況

料金水準の上限となる基準料金指数の設定に必要となる生産性向上見込率（X値）の算定にあたっては、3年に1度、有識者からなる研究会を開催し、NTT東西の支店ごとの会計データを用いて包括分析法（DEA）や確率論的フロンティア分析（SFA）等の手法による客観的な経営効率分析を行ってNTT東西の非効率を計測し、更なる経営効率化による費用の削減を見込んだ上で生産性向上見込率（値）を算定。

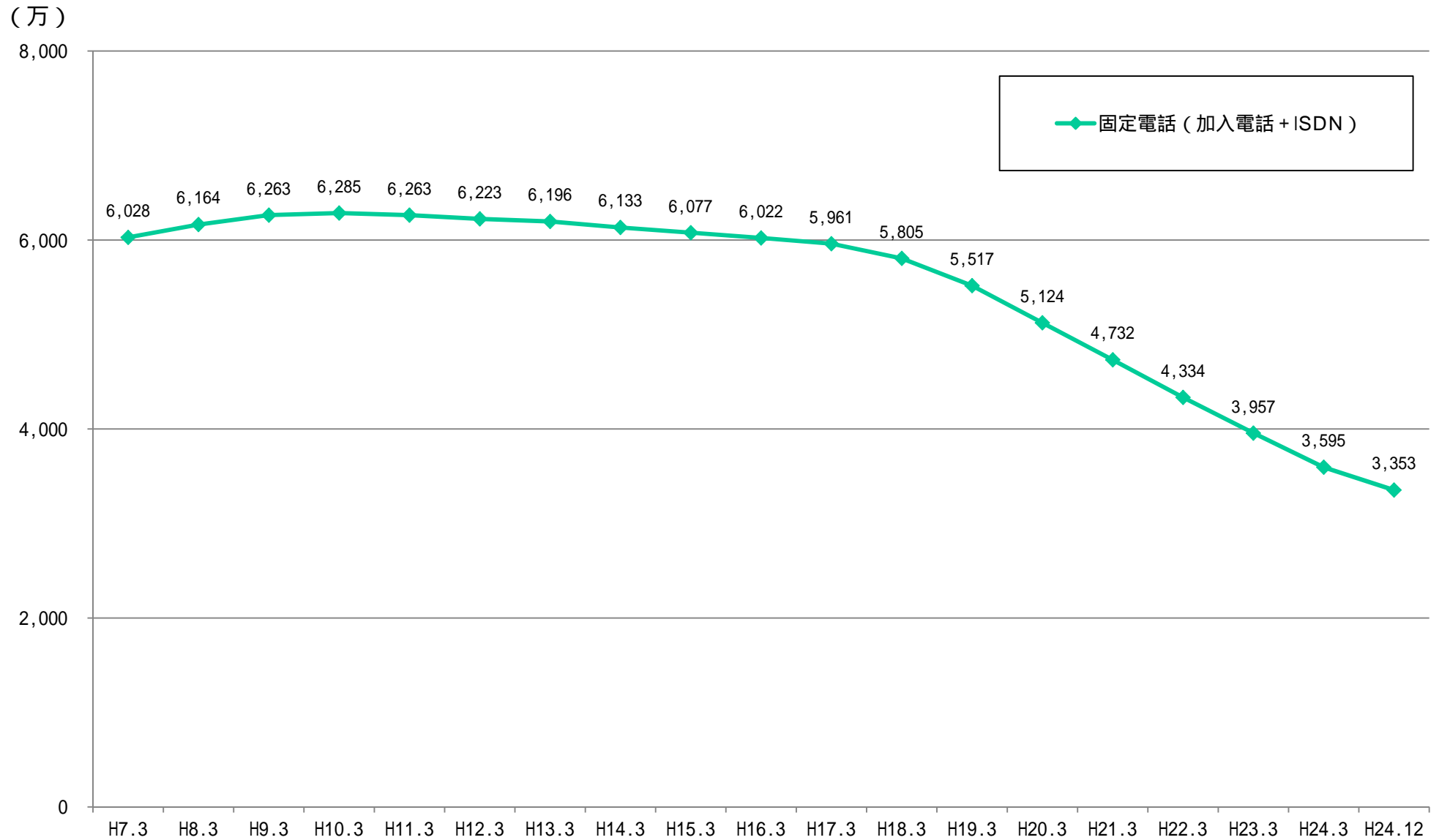
3年に1度見直される生産性向上見込率（X値）と、消費者物価指数変動率を踏まえて基準料金指数を設定し、毎年、NTT東西に通知。また、実際の料金指数について、毎年度NTT東西から報告を受け基準料金指数を下回っていることを確認。

実際の料金水準が基準料金指数を超える場合は、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、料金変更命令を行うことができる。

NTT東西には、役務ごとの収支の状況について整理、公表することを義務づけているところ、当該整理のための収益及び費用の取り扱い基準を、毎年、NTT東西に対して通知。

引き続き、プライスカップ方式のもとにおける3年に1度の生産性向上見込率（X値）の見直し等を通じて料金の妥当性を確保していく。

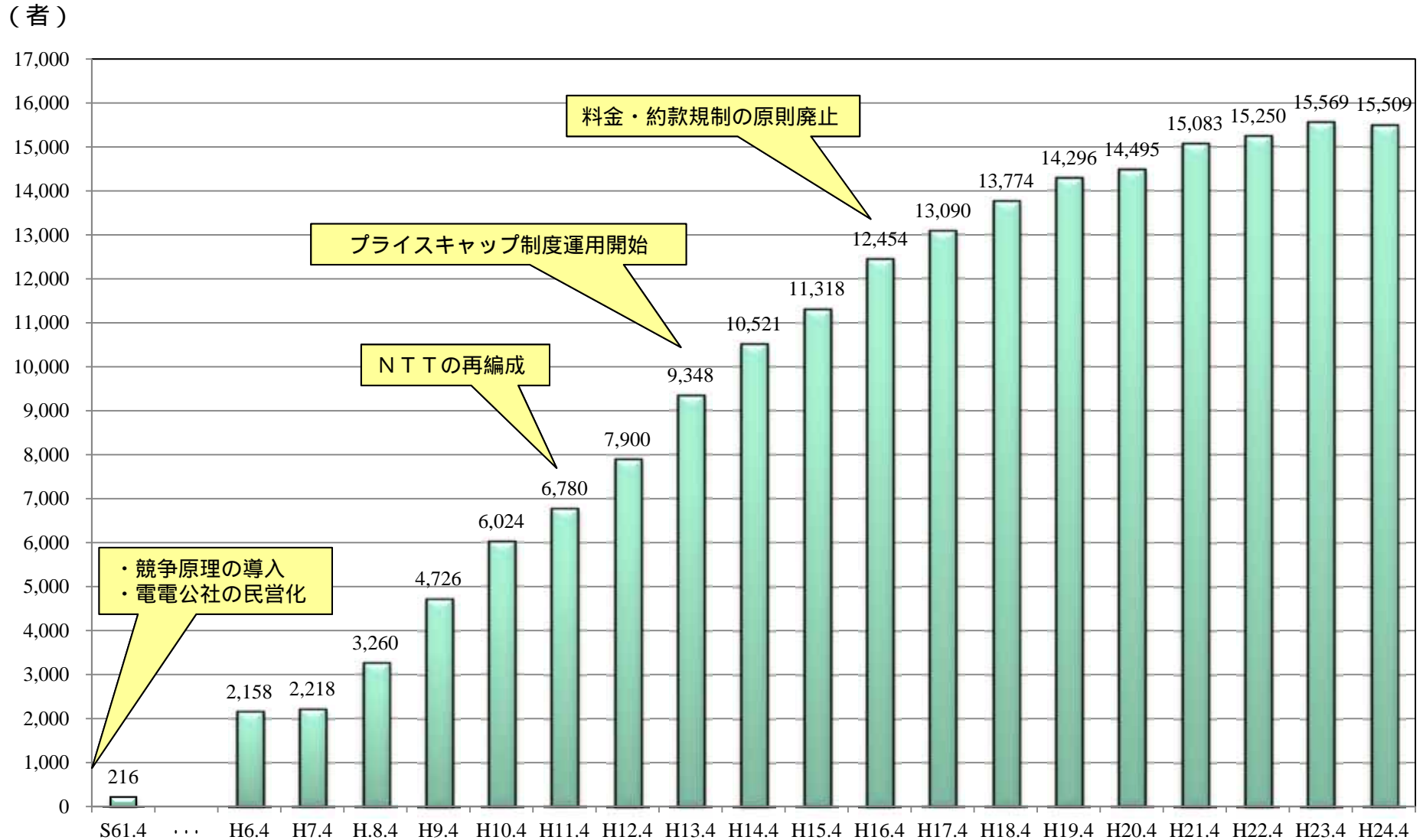
# 固定電話の契約数の推移



出典：「電気通信サービスの加入契約数等の状況」（総務省）

# 電気通信事業者数の推移

昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成24年4月1日現在、1万5,509者が参入



出典：総務省 情報通信政策に関するポータルサイトのデータをもとに作成



## 【参考条文】 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（指定電気通信役務の保障契約約款）

第二十条 指定電気通信役務（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件（第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。）について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～6 （略）

（特定電気通信役務の料金）

第二十一条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、総務省令で定めるところにより、指定電気通信役務であつて、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるもの（以下「特定電気通信役務」という。）に関する料金について、総務省令で定める特定電気通信役務の種別ごとに、能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができると思われる水準の料金を料金指数（電気通信役務の種別ごとに、料金の水準を表す数値として、通信の距離及び速度その他の区分ごとの料金額並びにそれらが適用される通信量、回線数等を基に総務省令で定める方法により算出される数値をいう。以下同じ。）により定め、その料金指数（以下「基準料金指数」という。）を、その適用の日の総務省令で定める日数前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知しなければならない。

2 特定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、特定電気通信役務に関する料金を変更しようとする場合において、当該変更後料金の料金指数が当該特定電気通信役務に係る基準料金指数を超えるものであるときは、第十九条第一項又は前条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があり、かつ、当該申請に係る変更後の料金が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないこと。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであること。

三 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであること。

4 総務大臣は、基準料金指数の適用後において、当該基準料金指数が適用される特定電気通信役務に関する料金の料金指数が当該基準料金指数を超えている場合は、当該基準料金指数以下の料金指数の料金により難い特別な事情があると認めるときを除き、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該特定電気通信役務に関する料金を変更すべきことを命ずるものとする。

5～7 （略）

( 会計の整理 )

第二十四条 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。

( 禁止行為等 )

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 ~ 4 ( 略 )

5 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

( 審議会等への諮問 )

第六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 ( 略 )

二 第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第三十条第一項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三・四 ( 略 )

## 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

### （基準料金指数の算定方法等）

第十九条の五 法第二十一条第一項の基準料金指数は、適用期間ごとに、次の式により算定するものとする。

基準料金指数 = 前適用期間の基準料金指数 × ( 1 + 消費者物価指数変動率 - 生産性向上見込率 + 外生的要因 )

- 2 基準料金指数の適用期間は、十月一日から一年とする。
- 3 第一項の消費者物価指数変動率は、基準料金指数の適用期間の始まる日の直前に終わる国の会計年度（次条において「基準年度」という。）又は暦年における消費者物価指数（総務省において作成する消費者物価指数のうち全国総合指数をいう。）の変動率とする。
- 4 第一項の生産性向上見込率は、三年ごとに現在の生産性に基づく将来原価及び今後の生産性向上を見込んだ将来原価から算定するものとする。
- 5 第一項の外生的要因は、生産性向上見込率算定の際には考慮されない要因のうち消費者物価指数変動率に反映されないものとし、基準料金指数の適用期間ごとに算定するものとする。
- 6 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の算定の際には、第一項の前適用期間の基準料金指数は百とする。

### （料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

料金指数 = ( P t i S i ÷ P o i S i ) × 1 0 0

P t i は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P o i は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P t i に対応するもの

S i は、P t i が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

- 2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。

### （基準料金指数の通知期間）

第十九条の七 法第二十一条第一項の総務省令で定める日数は、九十日とする。

## 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）

### （勘定科目及び財務諸表）

第五条 事業者は、別表第一によりその勘定科目を分類し、かつ、別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）を作成しなければならない。この場合において、財務諸表のうち、附属明細書として記載すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 固定資産等明細表
- 二 関係会社投資明細表
- 三 有価証券明細表
- 四 社債明細表
- 五 借入金等明細表
- 六 引当金明細表
- 七 資産除去債務明細表
- 八 電気通信事業営業費用明細表
- 九 基礎的電気通信役務損益明細表
- 十 指定電気通信役務損益明細表
- 十一 移動電気通信役務損益明細表
- 十二 その他重要事項明細表

### （財務諸表の提出）

第十六条 事業者は、この省令の定めるところに従つて作成した財務諸表を、毎事業年度経過後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。